

序章 はじめに

1. 総合計画の沿革

鎌倉市の総合計画は、昭和 51 年 9 月に最初の基本構想が議決され、これに基づき、昭和 54 年 9 月に（第 1 次）鎌倉市総合計画の基本計画（昭和 55～60 年度）を策定しました。

その後、基本構想期間を 10 年間とする第 2 次鎌倉市総合計画（昭和 61～平成 7 年度）を策定し、前後期各 5 年間の基本計画を定めました。

そして、基本構想期間を 30 年間とする第 3 次鎌倉市総合計画（平成 8～37 年度）を策定し、当初の 10 年間の第 1 期基本計画（平成 8～17 年度）に引き続き、第 2 期基本計画（平成 18～27 年度）を定めました。

しかし、大幅な財源不足と厳しい財政見通しや、公共施設の老朽化、防災・減災対策など、本市は新たな課題に直面したことから、平成 27 年度までを計画期間とする第 2 期基本計画を平成 25 年度までで終了させ、平成 26 年度から 31 年度までの 6 年間の計画期間とする第 3 期基本計画を定めたところです。

2. 第 3 次鎌倉市総合計画の構成

鎌倉市の総合計画は、基本構想と基本計画、そして実施計画の 3 層で構成されています。

3. WEB 版前期実施計画について

かまくら GreenNet（市公式ホームページ）の市政情報「施策・計画」から「第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画前期実施計画」のページをご覧ください。

http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/index_sougoukeikaku.html

WEB 版前期実施計画は、この実施計画書を補完するものであり、主にその進行管理（事業の各年度に係る事業工程、実績などの事業の進捗状況）について時系列で記載していくものとします。

第1章 前期実施計画の概要

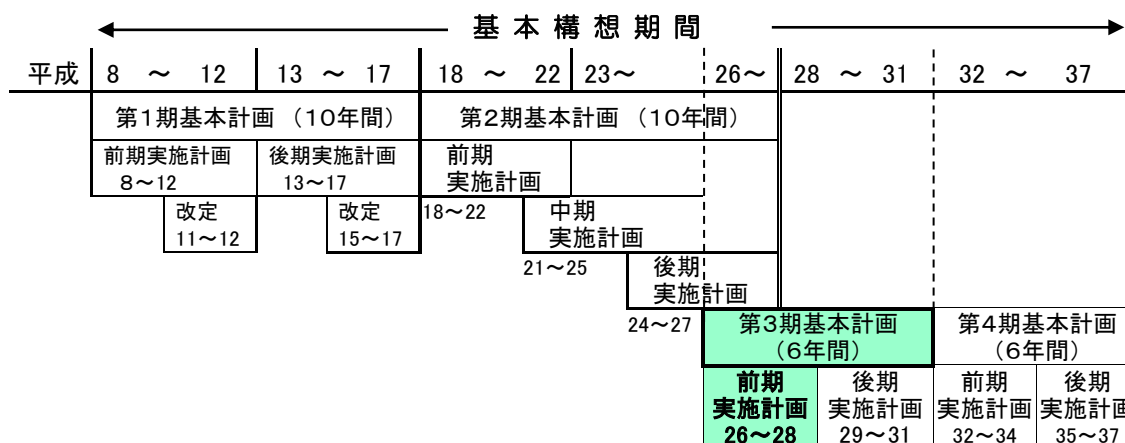
1. 計画策定の趣旨

実施計画は、鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）第2条第4号に規定されている通り、基本計画で示される「目標とすべきまちの姿」や「主な取組」を、計画的・効果的に実施していくための具体的な事業概要を示すもので、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針となる短期計画です。

このたび、平成26年度を初年度とする第3期基本計画に基づき、新たな3年間の前期実施計画を策定しました。

2. 計画期間

前期実施計画の計画期間は、平成26年度から28年度までの3年間とします。



3. 計画策定に向けた考え方

第2期基本計画後期実施計画までの実施計画は、基本計画の各分野の中で実施する政策的事業（施設建設など予算規模の大きい事業、本市独自の行政サービスの実施など）を中心に、予算や工程などを示してきました。しかし、こうした形で構築してきた実施計画は、経年的に事業が積み増しされたことにより、計画規模が拡大し、平成24年度から27年度までの第2期基本計画後期実施計画において、4年間で約107億円の財源不足（対財政推計比）が生じました。

そこで、持続可能な都市経営をこれまで以上に推進するため、基本構想の一部修正及び基本計画の策定を前倒して実施しました。基本構想の一部修正においては、歳入・歳出バランスを堅持し、財政基盤の健全化に努め、持続可能な都市経営を確立していくこととしています。そして、重要性・緊急性を踏まえた、施策の選択と集中を基本に、真に市民に必要な施策を進めることとしています。この考え方に基づき、第3期基本計画前期実施計画を策定しました。

4. 前期実施計画の概要

前期実施計画は、「実施事業」と「重点事業」で構成します。これにより、市の全ての事業を明らかにするとともに、実施計画期間内で重点的に進める取組を明らかにします。

なお、事業の構築にあたっては、施策の選択と集中による事業量の適正化を図りながら進めました。

(1) 実施事業

本市の事業は全て基本計画に基づき実施するものです。これまで、その関連性が明確となっていなかったことから、第3期基本計画前期実施計画では、基本計画に掲げる各施策と事業の関連性を明確にし、市が行う全ての事業（市民生活の直接影響のある事業）を、基本計画を推進するための「実施事業」と位置付け、その概要を示しています。

(2) 重点事業

ア 「重点事業」の考え方

「実施事業」の内、第3期基本計画において計画期間内に優先的に取り組むこととした「安全な生活の基盤づくり」につながる事業をはじめ、計画期間内において重点を置き、着実に推進する事業を「重点事業」とし、前期実施計画期間である3年間の工程等を明らかにしています。

イ 「重点事業」の要件

(7) 「安全な生活の基盤づくり」につながる事業

東日本大震災の甚大な被害を経験した後に策定する第3期基本計画は、市民の生命を守り、安全を確保することを、全てに優先する取組としていることから、防災・安全の分野を中心とした「安全な生活の基盤づくり」につながる事業を「重点事業」としました。

(4) 「安全な生活の基盤づくり」以外で重点的に推進する事業

「安全な生活の基盤づくり」につながる事業以外で、各施策において重点的に推進し、工程に沿って着実に進捗させなければならない事業を「重点事業」としました。

第2章 財政収支の見通し

○ 一般会計財政収支の見通し

計画期間中における一般会計の財政収支は、過去の実績や今後の経済状況などを考慮して推計値を算出し、表1のように見込みました。

歳入については、国の経済政策の効果が徐々に実体経済に波及しつつある様子がみられるようになってきていることから、堅調になりつつある個人消費に加え、円安効果に伴う輸出の回復や緊急経済対策に盛り込まれた公共事業の景気押し上げ効果により、製造業の生産活動が緩やかに拡大し、企業景況感についても改善が期待できるようになってきています。

したがって、個人市民税、法人市民税などを含めた市税収入全体は若干ではあるものの増収を見込むことができます。

一方、歳出については、社会保障費など扶助費の増加が引き続き見込まれているため、義務的経費は今後も増加傾向にあります。

また、介護保険事業などの保険給付費の大幅な増加が見込まれることから、これらの特別会計への繰出金が年々増加していくことが予想されます。

こうした現状にも関わらず、市ではますます複雑化、多様化する行政課題が山積しており、防災・減災対策や、公共施設の老朽化に伴う維持管理・建替費用の増大など、新たな課題への対応が求められています。

これらの事業に対応するため、これまでのすべての事務事業を原点から見直し、個々の施策ごとにその必要性、優先性を精査して、事業費の削減に努めていきます。

表1 財政収支の見通し(一般会計)

(百万円)

区 分		金額			
		26年度	27年度	28年度	合計
歳入	市 税	35,412	35,474	35,947	106,833
	国・県支出金	10,463	9,825	10,237	30,525
	市 債	4,967	3,462	1,406	9,835
	そ の 他	10,059	10,952	9,591	30,602
	合 計	60,901	59,713	57,181	177,795
歳出	人 件 費	13,618	14,045	13,526	41,189
	扶 助 費	10,984	11,401	11,760	34,145
	公 債 費	4,419	3,953	3,928	12,300
	繰 出 金	8,892	9,062	9,227	27,181
	そ の 他	22,988	21,252	18,740	62,980
	合 計	60,901	59,713	57,181	177,795